

質問第五三号

自衛隊の當内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問主意

書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年十一月十六日

浜田

聰

参議院議長尾辻秀久殿

自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問主意書

自衛隊には営内残留という制度がある。これは、駐屯地内に居住してゐる自衛官を対象にした制度で、緊急事態が起きたときのために先遣隊要員として一定数の自衛隊員を駐屯地に残しておくことである。残留は、駐屯地の自衛官が交代で請け負う。残留の時は、休日でも駐屯地内にいなければいけないため、外出は出来ない。

「自衛官守る会」代表の小笠原理恵氏が二〇一三年十月五日に次のような発信をしている。

「残留のような休みだけど休みじゃない制度も自衛隊員が途中退職する理由のひとつ、休んだことになつてゐる休みじゃない休みがある職業。労働基準法適用除外、労働組合がない職場はやりたい放題。」

この他、X（旧Twitter）やYouTube、書籍等各方面で、手当の出ない自衛隊の営内残留を問題視する指摘は数多く確認できる。

以上を踏まえて質問する。

- 一 自衛隊員が退職する理由として営内残留が挙げられていることに関する政府見解如何。
- 二 営内残留において手当が支給されないことは、労働関係法令に抵触しないかどうか政府見解を伺う。

三 前記一において仮に法令に抵触しないとしても、當内残留において適切な手当支給がなされるべきと考
えるが、政府見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求
めない。国会第七十五条第二項の規定に従い、答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された
い。

右質問する。